

デジタル社会の実現に向けたブロードバンド基盤の 整備促進等に関する提言

国においては、デジタルの力で、地方の個性を活かしながら社会課題の解決と魅力の向上を図り、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すため、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定し、構想実現に必要な施策等が示された。

その取組の中で、デジタル実装の基礎条件整備として、ハード・ソフトのデジタル基盤整備等の取組を強力に推進するとされ、光ファイバや5G等のデジタルインフラの整備について、具体的な整備目標が示されるとともに、ブロードバンドサービスの安定的な提供と更なる整備促進につながる光ファイバ等のユニバーサルサービス制度の運用を行うとされた。

これに向けては、総務省の情報通信審議会において検討が行われ、同審議会から、対象となる役務の範囲や交付金支援の対象となる区域の指定の在り方等を取りまとめた、「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」答申（案）が示された。

全国知事会としては、この答申（案）において、対象となる役務に光ファイバ等の有線ブロードバンドに加え一部の固定無線ブロードバンドを含めることや、未整備地域等における交付金の支援対象事業者が拡大されることなど、地方の状況等を勘案した柔軟な対応策が盛り込まれたことを高く評価しているところであり、今後のユニバーサルサービス制度の実施に向けた具体的な制度設計と、更なるブロードバンド基盤の整備促進に向けて取り組むべき事項について、以下の提言を行う。

1 支援区域の指定等について

(1) 支援区域の速やかな指定等

交付金による支援対象となる区域については、町字単位でモデル上の赤字地域と大幅な赤字地域を特定し、それぞれ一般支援区域と特別支援区域として指定されるものとされているが、現在未整備となっている地域が支援区域として指定されるのか明確でなく、整備後に確実な支援が受けられるのか不明であるため、事業者による整備方針が定まらず、ブロードバンド基盤の整備が遅れる懸念がある。よって、速やかな区域指定を含めたスケジュールの明確化と制度実施を行うこと。

(2) 支援区域に係る基準の適切な設定

一般支援区域及び特別支援区域については、総務省令で定める額以上の赤字が見込まれる地域とするため、標準的なモデルを基準として算定した収支見込額に基づき指定するものとされている。この標準モデルによる基準額の設定にあたっては、真に支援が必要とな

る地域が漏れることがないように、地域の実態に即して適切に設定すること。

2 不採算地域におけるブロードバンド基盤の整備等に関する計画について

答申（案）では、特別支援区域における未整備地域の解消や公設施設の民間への移行促進等が図られるよう、特別支援区域でブロードバンドサービスの提供を行う事業者が、同区域における施設整備やサービス提供に関する計画を策定・公表するとされている。ブロードバンドサービスがあまねく日本全国で提供されるため、当該計画が実効性の高いものとなるよう、国において事業者の取組状況の把握や事業者への働きかけなどに主導的に取り組むこと。

3 ブロードバンドサービスに係る支援制度の拡充等

本提言に加え、全国知事会では「デジタル社会の実現に向けた提言」において、光ファイバ等を始めとするデジタルインフラの整備促進等に関する提言を行っている。この提言では、条件不利地域等における着実な整備促進のための支援制度の拡充、ユニバーサルサービス制度開始までの間に不採算地域で整備が行われた場合における維持管理費に係る支援制度の創設、携帯電話等の無線ブロードバンドサービスの維持管理費に係る支援制度の創設など、国における取組を求めている。

これらについて、引き続き検討するとともに、施策の推進にあたっては、広く地方自治体の意見を聴き、反映させるプロセスを設けること。

令和5年1月16日

全国知事会会長

全国知事会デジタル社会推進本部本部長

鳥取県知事 平井 伸治

山口県知事 村岡 嗣政